

# 検証部会調査(亜急性期入院医療管理料)

亜急性期入院医療管理料算定患者の看護必要度を見ると、7対1入院基本料算定病棟より「モニタリング及び処置等」、「患者の状況等」のいずれにおいても軽症の患者像であった。

・「A. モニタリング及び処置等」得点、「B. 患者の状況等」得点の分布(図表5-)

[亜急性期入院医療管理料1]

(N=2383)		B患者の状況等					合計
		0~2点	3点	4点	5点	6~10点	
A モニタ リング 及び 処置 等	0~1点	66.7%	4.8%	3.6%	2.5%	12.3%	89.9%
	2点	5.1%	0.3%	0.4%	0.2%	1.8%	7.8%
	3点	0.6%	0.1%	0.1%	0.0%	0.7%	1.5%
	4点	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.3%	0.5%
	5~10点	0.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.3%
	合計	72.7%	5.2%	4.1%	2.8%	15.2%	100.0%

[亜急性期入院医療管理料2]

(N=382)		B患者の状況等					合計
		0~2点	3点	4点	5点	6~10点	
A モニタ リング 及び 処置 等	0~1点	72.3%	3.4%	3.1%	1.3%	10.2%	90.3%
	2点	3.9%	0.3%	0.8%	0.3%	2.6%	7.9%
	3点	0.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.5%	1.0%
	4点	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.5%	0.5%
	5~10点	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.3%	0.3%
	合計	76.7%	3.7%	3.9%	1.6%	14.1%	100.0%

<参考> [7対1入院基本料](入棟日)

(N=5,947)		B患者の状況等					合計
		0~2点	3点	4点	5点	6~12点	
A モニタ リング 及び 処置 等	0~1点	58.0%	2.8%	2.1%	1.8%	11.4%	76.2%
	2点	5.1%	0.6%	0.4%	0.3%	3.8%	10.3%
	3点	1.9%	0.3%	0.2%	0.2%	2.4%	5.0%
	4点	0.7%	0.0%	0.2%	0.2%	1.9%	3.0%
	5~10点	0.2%	0.2%	0.2%	0.1%	4.9%	5.6%
	合計	65.9%	3.8%	3.2%	2.7%	24.4%	100.0%

# 病棟における看護師等の配置の 評価について

# 入院サービスの評価と入院基本料の届出(承認)の考え方の変遷

家族による付き添い看護や、炊事用具の持ち込み等

## S33 基準入院サービスの創設

- 入院サービスの一定の基準を設け、入院料に一定額の加算を認める仕組み
- 原則として、届出(承認)は当該保険医療機関を単位として行うものとする。

## S63 2対1看護の新設(看護要員)・・・平均在院日数を要件とし、病棟を単位とする承認

- 原則として、届出(承認)は当該保険医療機関を単位として行うものとする。ただし、特3類看護(患者対看護要員=2対1、患者対看護師=2.5対1)を行う保険医療機関にあっては、特3類看護を行う病棟と当該病棟以外の病棟をそれぞれ単位として行うことができる。

(注) 看護師が特3類看護をとる病院に集中し、他の看護類型の病院で看護師不足が深刻化することが危惧されたこともあり、病棟単位で承認することにした。

## H6 新看護体系の創設

- 一般病床、療養病床、結核病床、精神病床を別の体系ではなく、一本化した。
- 2対1看護(看護職員のみ)の新設。

## H12 入院基本料の創設

- H18 ○「夜間勤務等看護配置加算」を廃止し、入院基本料に組み込む。
- 実質看護配置の導入とともに、7対1入院基本料を新設した。

# 一入院基本料一届出区分という 届出の考え方 (イメージ)

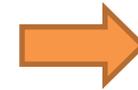
- 【現行の届出の考え方】一入院基本料一届出区分:  
1つの入院基本料に対して、1つの区分を届け出る

## K病院

入院基本料	区分等							
一般病棟入院基本料	7対1	準7対1	10対1	13対1	15対1	特別		
結核病棟入院基本料	7対1	準7対1	10対1	13対1	15対1	18対1	20対1	特別
精神病棟入院基本料			10対1		15対1	18対1	20対1	特別

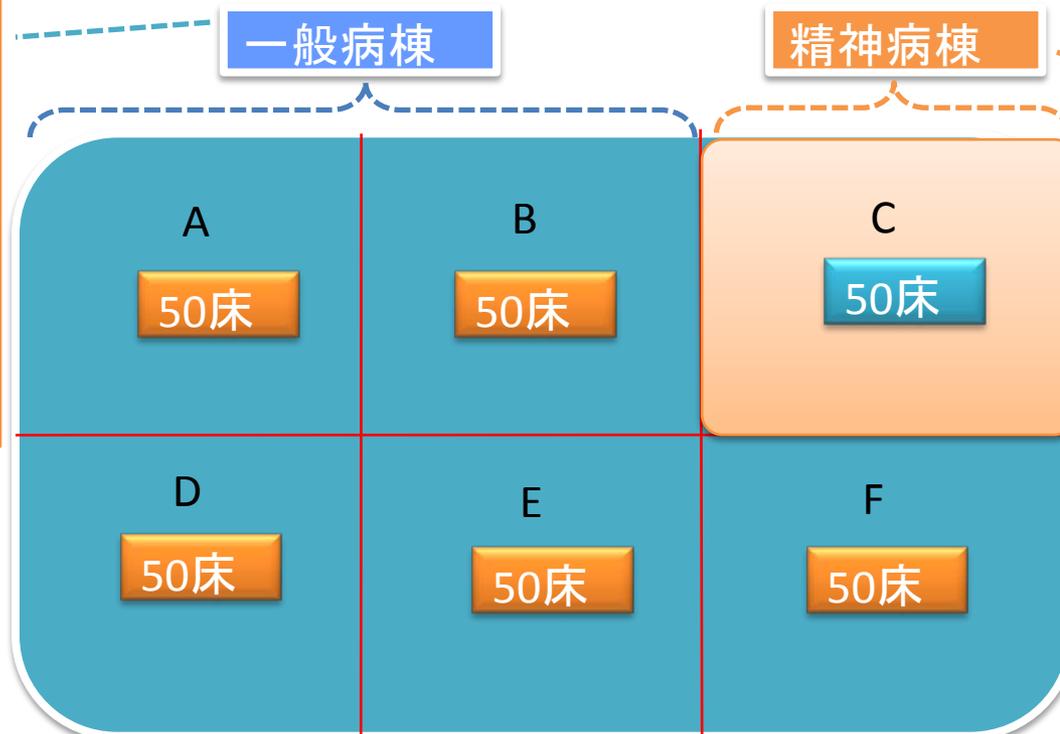
# 病棟種別毎の届出(イメージ)

例: 300床の病院(50床×6病棟)  
一般病棟10対1入院基本料が5病棟(入院患者250人)  
精神病棟15対1入院基本料が1病棟(入院患者 50人)



病棟の種別(一般病棟と精神病棟)ごとに届出を行う

○ A, B, D, E, Fの5病棟をまとめて、250床として一般病棟10対1入院基本料を届出



○ Cの1病棟のみ、50床として精神病棟15対1入院基本料を届出する

# 一病棟内での傾斜配置 の考え方

例: 300床の病院(50床×6病棟)  
一般病棟10対1入院基本料が5病棟(入院患者250人)  
精神病棟15対1入院基本料が1病棟(入院患者 50人)

## 【病棟内での傾斜配置】

夜勤要件を満たしてい  
れば、

① 1病棟内において、  
1日のうち勤務帯(日  
勤、準夜、深夜)

② 1病棟内において、  
平日と休日等曜日

での傾斜配置が可能  
であり柔軟に運用でき  
る。

